

青森県報

号外第三十号

令和八年
三月三十日
(月曜日)

目 次

規 則

- 青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則 (行政経営課) …… 一
- 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 (DX推進課) …… 二
- 知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 (同) …… 二
- 青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (地域生活文化課) …… 三
- 青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (健康医療福祉政策課) …… 三
- 青森県営農大学校規則の一部を改正する規則 (構造政策課) …… 四
- 青森県国有土地改良財産管理委託規則の一部を改正する規則 (農村整備課) …… 五
- 青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課) …… 五
- 青森県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則 (同) …… 五
- 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港課) …… 六
- 青森県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 (都市計画課) …… 六
- 青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (同) …… 八
- 青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課) …… 八
- 青森県財務規則の一部を改正する規則 (財務指導課) …… 九

訓 令

- 青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令 (防災危機管理課) …… 二

告 示

- 青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程 (林政課) …… 三

議 会

- 青森県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程 (調査課) …… 三

教育委員会

- 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 (職員福利課) …… 三

- 青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則 (同) …… 三

- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令 (同) …… 三

- 青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程を廃止する訓令 (同) …… 三

監査委員

- 青森県監査委員事務専決代決規程の一部を改正する規程 (事務局) …… 四

規 則

青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十五号

青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

青森県地方独立行政法人法施行細則（平成二十年三月青森県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第七条の」を「第七条（第一項の表第一号、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロを除く。）の」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同表中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項第二号	第七十八条の二第一項第一号
第五号までに掲げる事項	第五号までに掲げる事項並びに法第七十八条第二項に規定する教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
前号ロに掲げる事項	次に掲げる事項 (1) 評定及び当該評定を付した理由 (2) 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 (3) 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
第一号ロ	前号ニ

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県地方独立行政法人法施行細則第二十二条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務実績等報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務実績等報告書については、なお従前の例による。

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十六号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十月青森県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十七号

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成二十一年三月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ）に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。
 第六条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十八号

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

青森県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年十月青森県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ）に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。
 第二十九条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十九号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則（昭和三十年四月青森県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「二通」及び「所轄の福祉事務所の長を経て」を削る。

別表第一の一の1の四中「高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所」を「法第二条第二項の規定に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する避難所をいう。）に改め、同一の2の(二)の(4)中「高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改め、同表第一の十二の1中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、同一の四中「飲料水」を「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水」に改め、同(四)を同1の(五)とし、同1の(三)の次に次のように加える

(四) 福祉サービスの提供

別表第一中十二を十三とし、十一を十二とし、十を十一とし、九を十とし、八を九とし、七を八とし、六を七とし、同表の五の次に次のように加える。

六 福祉サービスの提供

1 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置する。

2 福祉サービスの提供は、法第三条に規定する都道府県知事等又は法第十一条に規定する災害発生市町村等の長からの要請を受けて行う。

3 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。

- (一) 災害時要配慮者に関する情報の把握
- (二) 災害時要配慮者からの相談対応
- (三) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- (四) 災害時要配慮者の避難所への誘導
- (五) 福祉避難所の設置（法第二条第二項の規定に基づき設置する場合を除く。）

4 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、3の(一)から(四)までの場合は消

耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域において
平時時に要すると認められる額とし、3(五)の場合は消耗器材費、建物の使用謝
金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費又は仮設便所等の設置
費として当該地域において平時時に要すると認められる額とする。

5 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とす
る。

別表第二の二中「第四号」を「第五号」に改め、同一の1の(一)中「二万四千三百
円」を「二万四千元」に改め、同一の(二)中「薬剤師」の下に「、栄養士、管理栄養
士」を、「臨床検査技師」の下に「、理学療法士、作業療法士」を加え、「及び歯科
衛生士」を「、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士」に、「一万五千五百円」を
「一万五千八百円」に改め、同一の(三)中「一万四千五百円」を「一万四千六百円」に
改め、同一の(八)中「二万八千九百元」を「三万円」に改め、同(八)を同1の(九)とし、同
1の(七)中「三万円」を「三万二千二百円」に改め、同(七)を同1の(八)とし、同1の(六)
中「二万九千六百円」を「三万七千七百円」に改め、同(六)を同1の(七)とし、同1の(五)中
「一万五千三百円」を「一万五千五百円」に改め、同(五)を同1の(六)とし、同1の(四)
次に次のように加える。

(五) 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公
認心理師及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四
年厚生労働省令第二十八号)第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害
児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令
第二十九号)第三条第一項に規定する相談支援専門員 一人一日当たり 一
万五千五百円以内

別表第二の二中「第五号から第十号」を「第六号から第十一号」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の青森県災害救助法施行細
則(以下「改正後の規則」という。)第十五条の規定は、令和八年四月一日から施
行する。

2 改正後の規則別表第二の1の1の(二)、(三)及び(五)から(九)までの規定は令和七年四月
一日から、同規則別表第一の規定は令和七年七月一日から適用する。

青森県営農高等学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十号

青森県営農高等学校規則の一部を改正する規則

青森県営農高等学校規則(昭和五十五年三月青森県規則第二十号)の一部を次のよう
に改正する。

第十条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二
項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法
律第八号)第五条第一項の申請書及び書類を提出している者に係る入校料は、知事
が定める日までに納入しなければならない。

第十一条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令
和元年文部科学省令第六号)第十一条第一項に規定する減免申請書を提出してい
る者に係る授業料は、学期ごとの授業料として知事が定める額を知事が定める日ま
でに納入しなければならない。

第十三条中「(令和元年法律第八号)第七条第一項」を「第三条第一項」に、「第
八条第一項」を「第四条第一項」に、「並びに同法第十二条第一項」を「、同法第六
条第一項の規定による変更認定、同項の規定による減免並びに同法第十条第一項」に
改める。

第二十二條第三項中「第十一条、」を「第十一条(第二項を除く。)、」に改め、
同項の表中

第十一條第二項	前項	第二十二條第三項において準用する前項
第十一條第三項	前二項	第二十二條第三項において準用する第一項

に改める。

第三号様式中

青森県収入証紙

を

青森県収入証紙

(入校料の減免申請書を提出済み □)

に改め、同様式の注の1に次のただし書を加える。

ただし、大学等における修学の支援に関する法律に基づく入校料の減免申請書等を提出している場合は、「入校料の減免申請書等を提出済み」の□にシ印を記入し、青森県収入証紙の貼付はしないでください。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

青森県固有土地改良財産管理委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十一号

青森県固有土地改良財産管理委託規則の一部を改正する規則

青森県固有土地改良財産管理委託規則(昭和三十五年五月青森県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第八十七条の二又は第八十八条」を「から第八十五条の四まで又は第八十七条の二から第八十七条の五まで」に改める。

第四条第二項中「(別記様式)」を削る。

第五条の見出しを「(財産の引継ぎ)」に改め、同条第一項中「職員を管理受託者と実地に立ち会わせて」を削り、「引き継ぎ」を「引継ぎ」に改める。

第十二条の見出しを「(調査)」に改め、同条中「実地につき」を「」に改め

る。

第十四条の見出しを「(管理台帳の閲覧)」に改め、同条中「土地改良財産に係る財産台帳又は」を削り、「管理台帳の」の下に「インターネットの利用その他の方法による」を加える。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十二号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十五年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十三号

青森県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

青森県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(令和二年十一月青森県規則第

六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項及び第三十条第一項」を「第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項」に改める。

第二条第四項中「法第二十六条第一項」を「省令第十六条第一項」に改め、「農林水産省令で定める」を削る。

第三条第二項中「前条第二項」を「第二条第二項」に、「同条第四項中「第二十六条第一項」を「第二条第四項中「第十六条第一項」に、「第三十条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 法第二十六条第二項の規定による報告は、採捕をした個体の数、漁獲量及び省令第十六条第五項各号に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、法第二十六条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、前条第四項中「第十六条第一項」とあるのは、「第十六条第四項」と読み替えるものとする。
本則に次の一条を加える。

第五条 法第三十条第二項の規定による報告は、特別管理特定水産資源(法第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源をいう。)の個体の数及び漁獲量並びに省令第十九条第五項各号に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 第二条第二項から第四項までの規定は、法第三十条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、第二条第四項中「第十六条第一項」とあるのは、「第十九条第四項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十四号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日」を「令和八年四月一日から令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

青森県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十五号

青森県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。)の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(身分証明書)

第二条 法第七条第一項(法第二十四条第二項及び第四十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式による。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の許可の申請書の添付書類)

第三条 省令第七条第一項第十二号及び同条第二項第十号並びに第六十三条第一項第二号及び同条第二項第二号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 許可を受けようとする者が、知事が別に定める事項に該当しないことを誓約す

る書類

- 二 許可を受けようとする者が個人であるときは、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 三 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

- イ 事業経歴書
- ロ 申請の日が属する事業年度の直前三事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所を証する書類及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額が確認できる書類

四 工事施行者（法第二条第八号に規定する工事施行者をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる書類

- イ 事業経歴書
- ロ 工事施行者が法人であるときは、登記事項証明書
- ハ 工事施行者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けているときは、当該許可を受けていることを証する書類（申請書等の様式）

第四条 法及び省令の規定による申請、届出等において用いる申請書、届出書等の様式は、省令で定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別記様式(第2条関係)

(表)

第 号	身 分 証 明 書
所 属 職氏名	年 月 日交付
青森県知事 印	
この証明書を携帯する者は、下の表の「該当の有無」欄に○印のある区分の者である。	
区 分	該当の有無
宅地造成及び特定廃土等規制法第5条第1項の土地の立入り等を行う者	
宅地造成及び特定廃土等規制法第6条第1項の土地の試掘等を行う者	
宅地造成及び特定廃土等規制法第24条第1項の立入検査を行う職員	
宅地造成及び特定廃土等規制法第43条第1項の立入検査を行う職員	

宅地造成及び特定廃土等規制法(抄)
(基礎調査のための土地の立入り等)
第5条 都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。）は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、基礎調査の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入らうとする者は、立ち入らうとする日の3日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により建築物が存し、又は垣、柵その他の工作物で囲まれた他人の占有する土地に立ち入るときは、その立ち入る者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)
第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいらないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、速滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(集)

- (証明書等の携帯)
- 第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行うおととする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
- 3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- (立入検査)
- 第2条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項若しくは第4項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。
- 2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (立入検査)
- 第43条 都道府県知事は、第27条第4項(第28条第3項において準用する場合を含む。)、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項若しくは第4項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。
- 2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第56条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。
- 一〜三 略
- 四 第24条第1項(第48条において準用する場合を含む。)又は第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。
- 一 第5条第1項の規定による土地の立ち入りを拒み、又は妨げたとき。
- 二〜五 略

備考

1 「該当の有無」欄は、該当するものに○印を、該当しないものに―印を記載すること。

2 この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、二つ折りとする。

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第二十六号

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

青森県屋外広告物条例施行規則(昭和五十一年五月青森県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という)を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ)」に改め、同条第四項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第二十七号

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築士法施行細則(昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「」で「以下この項において同じ。」で「に改め、同項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事

項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第二十八号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「書面」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第六十六条中「知事」を「命令機関」に、「指定金融機関又は指定代理金融機関」を「会計管理者」に改める。

第八十二条及び第八十三条を次のように改める。

第八十二条及び第八十三条 削除

第一百三三条中「第九十二条本文」を「第六十六条、第九十二条本文」に改める。

第一百四十八条中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九節において同じ。）」を削る。

第一百五十四条第三号中「年二・五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。

第六十五条第一項中「第六条第一項」を「第五条の九第一項」に改める。

第二百二十一条第一号を次のように改める。

一 第二百四十二条第一号アからキまでに掲げる事項

第二百三十四条中「（契約内容の案を記載した書面をいう。以下同じ。）」を削

り、「明らかにした書面を作成しなければ」を「文書（当該文書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により明らかにしておかなければ」に改める。

第二百四十二条第一項中「ときは、」の下に「当該取得の内容を」を加え、「事項を明らかにした書面を作成しなければ」を「文書により明らかにしておかなければ」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる事項を記載した文書

ア 取得の理由

イ 取得しようとする物件の所在地名及び地番

ウ 土地については地目及び地積、建物については構造及び床面積、その他の財産については種目、数量等

エ 相手方の住所及び氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

オ 取得予定価格、予算額及び経費の予算科目

カ 契約方法及びその理由

キ その他参考となる事項

二 価格の評定調書

三 契約書案

四 登記又は登録を要する財産については、登記事項証明書その他の登記又は登録

の内容を証明した文書

五 建物等にあつては、その敷地が借地であるときはその敷地の所有者の承諾書

六 相手方が公共団体で当該財産の取得について議決を要するものであるときはその議決書の写し又は監督官庁の許認可を必要とするものであるときはその許

（認）可書若しくはその写し

七 関係図面

第二百四十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を

同条第二項とする。

第二百四十三条中「ときは、」の下に「当該取得の内容を」を加え、「前条第一項

第一号から第四号まで及び第七号」を「前条第一項第一号アからエまで及びキ」に、

「書面に同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければ」を「文書及び同項第二号から第七号までに掲げる文書により明らかにしておかなければ」に、「前条第三項」を

「前条第二項」に改める。

第二百四十四条第一項中「するときは、」の下に「当該取得の内容を」を加え、

第二百四十四条第一項中「するときは、」の下に「当該取得の内容を」を加え、

第二百四十四条第一項中「するときは、」の下に「当該取得の内容を」を加え、

第二百四十四条第一項中「するときは、」の下に「当該取得の内容を」を加え、

「事項を明らかにした書面を作成しなければ」を「文書により明らかにしておかなければ」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる事項を記載した文書

ア 交換の理由

イ 取得しようとする物件の所在地名及び地番

ウ 取得しようとする物件の明細

エ 取得しようとする物件の評価価額

オ 相手方の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

カ 交換に供しようとする財産に係る財産台帳記載事項及びその評価価額

キ 交換差金があるときは、その金額、予算額及び歳入歳出の予算科目

ク その他参考となる事項

二 契約書案

三 取得しようとする物件について登記又は登録を要する財産については、登記事項証明書その他の登記又は登録の内容を証明した文書

四 相手方が交換差金の請求権を放棄するときは、その権利の放棄書

五 関係図面

第二百四十四条第二項を削る。

第二百四十五条第一項中「ときは、」の下に「当該取得の内容を」を加え、「事項を明らかにした書面を作成しなければ」を「文書により明らかにしておかなければ」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる事項を記載した文書

ア 取得の原因

イ 取得した財産の所在地名及び地番

ウ 土地については地目及び地積、建物については構造及び床面積、その他の財産については種目、数量等

エ 取得した財産の評価価額

オ 完成又は取得の年月日

カ その他の参考となる事項

二 取得した財産について登記又は登録を要するものについては、登記事項証明書その他の登記又は登録の内容を証明した文書

三 関係図面

第二百四十五条第二項を削る。

第二百四十五条第二項を削る。

第二百四十五条の二中「ときは、」の下に「当該編入の内容を」を加え、「明らかにした書面を作成しなければ」を「記載した文書により明らかにしておかなければ」に改める。

第二百四十八条中「とするときは、」の下に「当該売払い、譲与又は信託の内容を」を加え、「事項を明らかにした書面に契約書案、評定調書及び相手方が公共団体

でその処分について当該公共団体の議決を要するときは、その議決書の写しを添付しなければ」を「文書により明らかにしておかなければ」に改め、同条各号を次のように改める。

一 次に掲げる事項を記載した文書

ア 売払い、譲与又は信託の理由

イ 当該普通財産の財産台帳記載事項

ウ 処分の予定価格、予算額及び歳入科目

エ 相手方の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

オ 契約の方法及びその理由

カ その他参考となる事項

二 契約書案

三 評定調書

四 相手方が公共団体でその処分について当該公共団体の議決を要するときは、その議決書の写し

第二百四十九条の見出し中「取りこわし」を「取壊し」に改め、同条中「取りこわし」を「取壊し」に、「明らかにした書面を作成しなければ」を「記載した文書により明らかにしておかなければ」に改める。

第二百五十条の二中「明らかにした書面を作成しなければ」を「記載した文書により明らかにしておかなければ」に改める。

第二百五十三条第二項を削る。

第二百五十八条中「第二百五十三条第一項」を「第二百五十三条」に、「同項各号」を「同条各号」に改める。

第二百六十条中「書面」の下に「又は電磁的記録」を加える。

別表第一中「青森県東京事務所」を「青森県東京本部」に改める。

第五十六号様式から第六十三号様式までを次のように改める。

第五十六号様式から第六十三号様式まで 削除

第九十四号様式中

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表交通・地域社会部の項中

地域交通・連携班	地域交通・連携課長
鉄道対策班	鉄道対策課長

を

地域づくり政策班	地域づくり政策課長
交通戦略班	交通戦略課長

に改め、同表観光交流推進部の項中

誘客交流班	誘客交流課長
-------	--------

を

国際誘客交流班	国際誘客交流課長
---------	----------

に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

契約担当者等		起	案	者
連 約 金	¥.	年	月	日
内 訳				
に改め、				
連 約 金	¥.			
内 訳				
を				

同様式の注の2を削り、同注の1を同様式の注とする。

第七十五号様式中

債権管理員		起	案	者
発 生 年 度	年 度	年	月	日
を				

同様式の注の3を削る。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県財務規則第五十四条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約（同日前に青森県財務規則第五十六条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。）について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に青森県財務規則第五十六条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。

訓 令

告示

青森県告示第百二十九号

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材売払規程（昭和三十八年四月青森県告示第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式の第九条中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

議 会

青森県議会告示第二号

青森県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十日

青森県議会議長 工 藤 慎 康

青森県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する規程

青森県政務活動費の交付に関する規程（平成十三年三月青森県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式（その一）中「訪問先及び内容等」を「訪問先、内容及び今後の反映」に改める。

附則

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県政務活動費の交付に関する規程第三号様式の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費に係る青森県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三月青森県条例第四十五号）第八条第一項に規定する収入及び支出の報告書について適用し、同日前に交付された政務活動費に係る同項に規定する収入及び支出の報告書については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十七号及び第三条第一項第八号中「及び公益信託」を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年三月青森県教育委員会規則第十三号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項又は第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における廃止前の青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第一条に規定する公益信託で教育委員会の所管に属するものの監督については、なお従前の例による。

青森県教育委員会訓令甲第一号

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「学校教育課特別支援教育推進室長」の下に「、学校施設課教育情報推進室長」を加える。

別表第一各課共通の項課長専決事項の欄中第二十二号を第二十三号とし、第十六号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 青森県庁舎管理規則（昭和四十二年四月青森県規則第十一号）の施行に関する次に掲げる事務で、各課が専ら使用する部分に係るもの。

イ 第五条の規定による立入の制限等に関すること。

ロ 第八条の規定による退去及び撤去の命令（第三条及び第五条の規定に係るものに限る。）に関すること。

別表第二第二号、別表第三所長専決事項の欄第九号、別表第三の二所長専決事項の欄第九号、別表第四教育機関共通の項第九号及び別表第七第四号中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程を廃止する訓令

青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程（昭和四十三年八月青森県教育委員会訓令甲第十号）は、廃止する。

附 則

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前に職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年十月青森県条例第五十号）による

序 内 一 般

出 先 機 関

所 轄 教 育 機 関

序 内 一 般

各 出 先 機 関

所 轄 教 育 機 関

改正前の職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号。以下「改正前の条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項の旅行命令を発した旅行又は改正前の条例第三十条の十一第四項の規定により県の機関が旅行依頼を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項の旅行命令を発し、かつ、施行日以後に職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例による改正後の職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第三号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第四条第三項の規定により当該旅行命令を変更する旅行又は施行日前に改正前の条例第三十条の十一第四項の規定により県の機関が旅行依頼を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第二十五条第五項において準用する改正後の条例第四条第三項の規定により当該旅行依頼を変更する旅行については、当該旅行命令を変更する旅行又は当該旅行依頼を変更する旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

監査委員

青森県監査委員告示第一号

青森県監査委員事務専決代決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十日

青森県監査委員	佐々木	知彦
青森県監査委員	三浦	朋子
青森県監査委員	木明	和人
青森県監査委員	菊池	勲

青森県監査委員事務専決代決規程の一部を改正する規程

青森県監査委員事務専決代決規程（令和四年四月青森県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ほか、」の下に「監査委員、代表監査委員及び監査委員事務局長の」を

加える。

第二条中第十号を第十三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加える。

七 会計年度任用職員の採用に関すること。

八 臨時的任用職員の任用に関すること。

九 法令による公告、公示、告示、公表等に関すること（次長の専決に係るものを除く。）。

第三条中第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 振替命令及び返納通知に関すること。

十四 誤納金又は過納金の戻出及び誤払金又は過渡金の戻入に関すること。

第三条第十号中「（総務・企画グループマネージャの専決に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第十一号とし、同条九号中「（総務・企画グループマネージャの専決に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 軽易な事項の公告、公示、告示、公表等に関すること。

第三条に次の一項を加える。

2 次長は、次長の専決事項のうちから事務局長の承認を得て定める事務について、事務局長の承認を得て次長が指定する職員に専決させることができる。

第四条第二号及び第三号を削り、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号を削る。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭